

（別表第1）（第2条関係）

69 建築士法（昭和25年法律第202号）に関する事務

区分	単位	金額
(1) 建築士法第4条第3項又は第5項の規定による二級建築士又は木造建築士の免許	1件	24,400円
(2) 建築士法第5条第2項の規定による二級建築士又は木造建築士の免許証の再交付	〃	5,900円
(3) 建築士法第5条第3項の規定による二級建築士又は木造建築士の免許証の書換え交付	〃	5,900円
(4) 建築士法第13条の規定による二級建築士試験又は木造建築士試験の実施	〃	18,500円
(5) 建築士法第23条第1項又は第3項の規定による建築士事務所の登録の申請に対する審査	〃	24,000円

（別表第2）（第2条関係）

左欄	中欄	右欄
建築士法第5条第1項の規定による二級建築士又は木造建築士の登録	建築士法第10条の20第1項の規定により知事が指定する者	別表第1の69の(1)に掲げる額
建築士法第10条の21第1項において読み替えて適用される同法第5条第2項の規定による二級建築士免許証明書又は木造建築士免許証明書の再交付	建築士法第10条の20第1項の規定により知事が指定する者	別表第1の69の(2)に掲げる額
建築士法第10条の21第1項において読み替えて適用される同法第5条第3項の規定による二級建築士免許証明書又は木造建築士免許証明書の書換え交付	建築士法第10条の20第1項の規定により知事が指定する者	別表第1の69の(3)に掲げる額
建築士法第13条の規定による二級建築士試験及び木造建築士試験の実施	建築士法第15条の6第1項の規定により知事が指定する者	別表第1の69の(4)に掲げる額
建築士法第23条第1項又は第3項の規定による建築士事務所の登録	建築士法第26条の3第1項の規定により知事が指定する者	別表第1の69の(5)に掲げる額